

町村週報

（町村の購読料は会費）
（の中に含まれております）**3310号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む） 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>あぶちよう
海風と共に春の訪れを告げる水仙（山口県阿武町）

今年度、私の研究所では、全国プロジェクトの一環として、こども食堂をはじめとする地域の居場所づくりの効果について研究を進めています。具体的には、山口県内のこども食堂の関係者に集まっていたき、それぞれの地域社会の組織や団体の構成図をまとめ、こども食堂がどのような新たな関係性を生んでいったのか、描き出していきました。

その結果は、驚くべきものでした。分野や地域の枠を超えて、こども食堂の活動を支える輪が広く多彩に育っているのです。これは、従来からの地域組織、例えば老人会や農業法人、商店街等の活動が比較的限定された分野、エリアに留まっている状況と好対照です。

私は、こども食堂による社会的なネットワークの広がりに、3つの理由があると分析しています。

第一は、こども食堂は非営利活動であり、その分利害の対立なく、多様な主体の自発的な協力を得ることが出来ます。第二は、こども食堂の多くは、月1回から週1回程度の開催であり、個々に求められる負担は極端に大きなものではなく、裾野が広がりやすいのです。第三は、活動の枠組みが三角形を成していることです。人間、直接自分を助けてくれると言いつらく、誰かを助けたいから力を貸してと言つ方が巻き込みやすいものです。そして、事務局である「まとめ役」、当日運営や食料提供で協力する「たすけ役」、そしてこどもたちのような「支えられ役」が、それぞれ「この原理」でいう「支点」、「力点」、「作用点」を構成しています。「ここに、こども食堂の秘密があると思います。そして、実は一番しんどい「支点」を担う「まとめ役」の方に心から敬意を表する次第です。

コラム

こども食堂が地域をつなぎ直す

持続可能な地域社会総合研究所

所長

藤山

浩

もくじ

随情
想報
フォーラム
政 策

中山間地域等直接支払交付金の第6期対策（R7～R11）について
農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室…(2)

「ここに住む人」こそまちの「宝」です
―町民ファーストのまちをめざして―福島県石川町…(14)(7)

3つの良かったが響くまちの実現に向けて
―生まれ良かった、住んで良かった、訪れて良かった―
島根県町村会長・隠岐の島町長 池田 高世偉…(16)

写真キャプション

雄大な海岸線や静かな入り江、そして緑豊かな山々が風景を織りなす、阿武町。日本海の新鮮な海の幸やジビエ料理、地元産の柑橘類が楽しめる食の宝庫でもある。さらに、歴史を感じる神社仏閣やトレッキングで楽しむ山々など、豊かな自然と文化に触れることができるのも、この町の魅力である。

中山間地域等直接支払交付金の 第6期対策（R7～R11）について

農林水産省 農村振興局 農村政策部
地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室

1 はじめに

中山間地域等直接支払交付金は令和7年度から第6期対策に移行します。令和7年度予算概算決定では、令和6年度から23・6億円もの大幅な増額を得て総額284・6億円を計上することができました（図1）。これは、全国町村会をはじめとする関係者の皆さまが要請活動等を通じて本制度の重要性や必要性を示していただいた賜物だと考えております。まずもって、皆さまのご尽力に厚く感謝申し上げます。

令和5年度および6年度は、予算の不足により、課題解決に向けた活動を支援する加算措置や、地方公共団体の事務費に充当できる推進交付金を十分に配分できず、関係する皆さまの意欲に水をかけることになってしまいました。令和7年度概算決定では、推進交付金も令和6年度予算の3倍となる9億円を計上しておりますので、これらの増額した予算を最大限活用し、地域での取組を後押ししてまいりたいと考えております。

年明けから、地方公共団体のご担当の皆さまに対して第6期対策の制度内容の周知を開始したところですが、本誌の紙面をお借りし、制度の概要についてご紹介いたします。

日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 28,460（26,100）百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止【令和7年度から令和11年度まで】

<事業の内容>

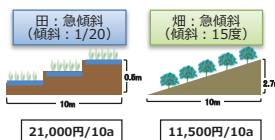
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560（25,800）百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

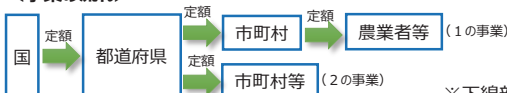
※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900（300）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援（超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可）	10,000円（田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）（超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可）	14,000円（田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円（田・畑）
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算【上限額：100万円/年】	10,000円（最大※3）（地目にかかわらず）
スマート農業加算【上限額：200万円/年】	5,000円（地目にかかわらず）
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

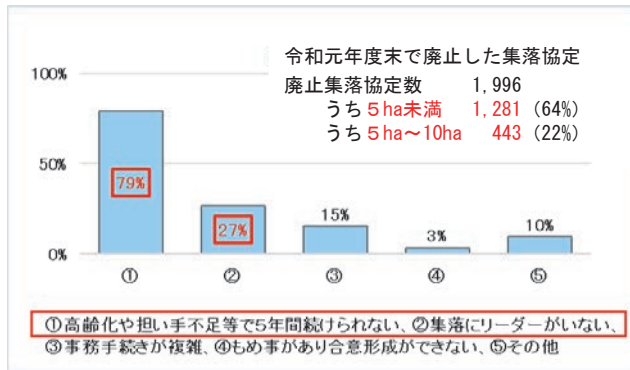
※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10～40ha部分）1,000円/10a

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

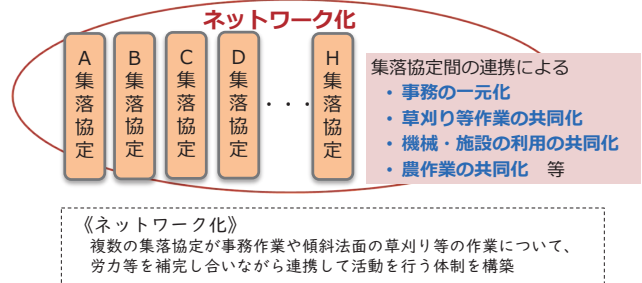
政 策



▲図2 廃止した協定の廃止理由

あっても、できる限り集落協定での活動が継続しやすいように、第5期対策開始時の令和2年度には、耕作放棄発生等の協定違反時の連座制を廃止しましたが、それでもなお廃止する協定が増えてきています。主な理由は、担い手やリーダーの確保ができないといった人材不足であり、廃止した協定の9割は体制が脆弱な10ha未満の小規模協定となっています（図2）。

協定廃止となれば、農地の荒廃化が一気に進んでしまったため、中山間地域の農業を未来につなげていくために協定の廃止を防ぐことが大変重要です。このため、第6期対策では、活動体制が脆弱な小規模協定を中心



▲図3 ネットワーク化のイメージ

とした体制づくりを集中的に支援することをねらって制度設計を行いました。

具体的には、これまでも支援対象だった集落協定の統合（広域化）に加え、複数の協定間でのネットワーク化（活動の連携体制を構築すること。図3）、多様な組織や非農業者の参画も支援対象にすることで、地域の実情にあった体制づくりを強力に推進していきます。これらの取組は、地方公共団体を対象としたアンケートにおいても、体制づくりに向けて期待が高い取組となっています。

3 第6期対策の制度の概要

第6期対策でも、3層構造で交付する制度の骨格を継承します。基礎単価（交付単価の8割分を交付）、体制整備単価（体制整備に向けた活動を行う場合に交付単価の2割分を上乗せして、満額交付）、加算措置（基礎的な活動に加えて、課題解決に向けた意欲的な活動を行う場合に活動費等を支援）の3層構造です。ここでは、第5期対策から内容を変更した体制整備単価と加算措置についてご説明します。

(1) 体制整備単価

5年間の対策期間内に、集落協定においてネットワーク化活動計画を作成すること交付の要件とし

す。ネットワーク化活動計画は、共同活動の体制強化に向けて、集落協定のネットワーク化、統合、多様な組織等の参画の3つの取組の中から、1つ以上の取組を進めるための計画づくりを行うものです（図4）。

集落協定のネットワーク化や統合は、同じ地域計画の区域内で進めていくことを基本としています。第6期対策では、地域計画との調和を図るため、地域計画区域内の農用地であることを要件化します。地域計画を通じて農地利用の将来ビジョンを共有している集落協定間で活動の連携を深めていくことで、地域計画の実現と共同活動の持続性確保や活性化の相乗効果を期待しています。

多様な組織等の参画は、自治会やNPO法人、地域運営組織（RMO）などの地域づくりに取り組む組織や、土地改良区、多面的機能支払活動組織等の農地保全に取り組む組織、学校や企業等のさまざまな組織や非農業者との連携を推進します。共同活動のマンパワー確保だけでなく、異分野連携による化学反応を通じた活動の活性化を期待しています。

とはいえ、現状ではネットワーク化や多様な組織等の参画はあまり進んでいません。そのため、集落協定が今後検討するうえで参考にしたい。ただけるように、「体制づくり（統合・

なお、今後の国会での予算審議や交付金要領等の改正手続きの過程で、一部の内容に変更が生じる可能性もあることに予めご了承くださいますと幸いです。

2 第6期対策のねらい

第6期対策で取り組むべき課題は、10年後、20年後も見据えた、共同活動が継続できる体制づくりだと考えています。

現場の最前線でご活躍されている皆さまが実感されているように、集落協定の構成員の高齢化が進み共同活動体制の脆弱化が進んできている状況にあります。このような中に

政 策

ネットワーク化・多様な組織等の参画等（参考事例集）」を作成しました。農林水産省のWebサイトに公開していますので、ぜひご覧ください（https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/）

(2) 加算措置（図5）

① 棚田地域振興活動加算（継続）

令和元年度に議員立法で制定された棚田振興法の実行策として令和2年度に新設した本加算を継続し、棚田の保全や関係人口拡大、6次産業化等の活動を支援します。棚田振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画が策定された急傾斜農用地は2・5万haとなっていますが、本加算が適用されている農用地は0・7万haに留まっており、第6期対策においてさらなる取組拡大を期待しています。

なお、棚田振興法は令和6年度末が期限となっていますが、現在、与野党が連携しながら、5年間の延長に向けた議論が行われているところです。

② 超急傾斜農地保全管理加算（継続）

超急傾斜農用地（1/10以上の田や20度以上の畑）の保全活動や有効利用を引き続き支援します。

③ ネットワーク化加算（新規）

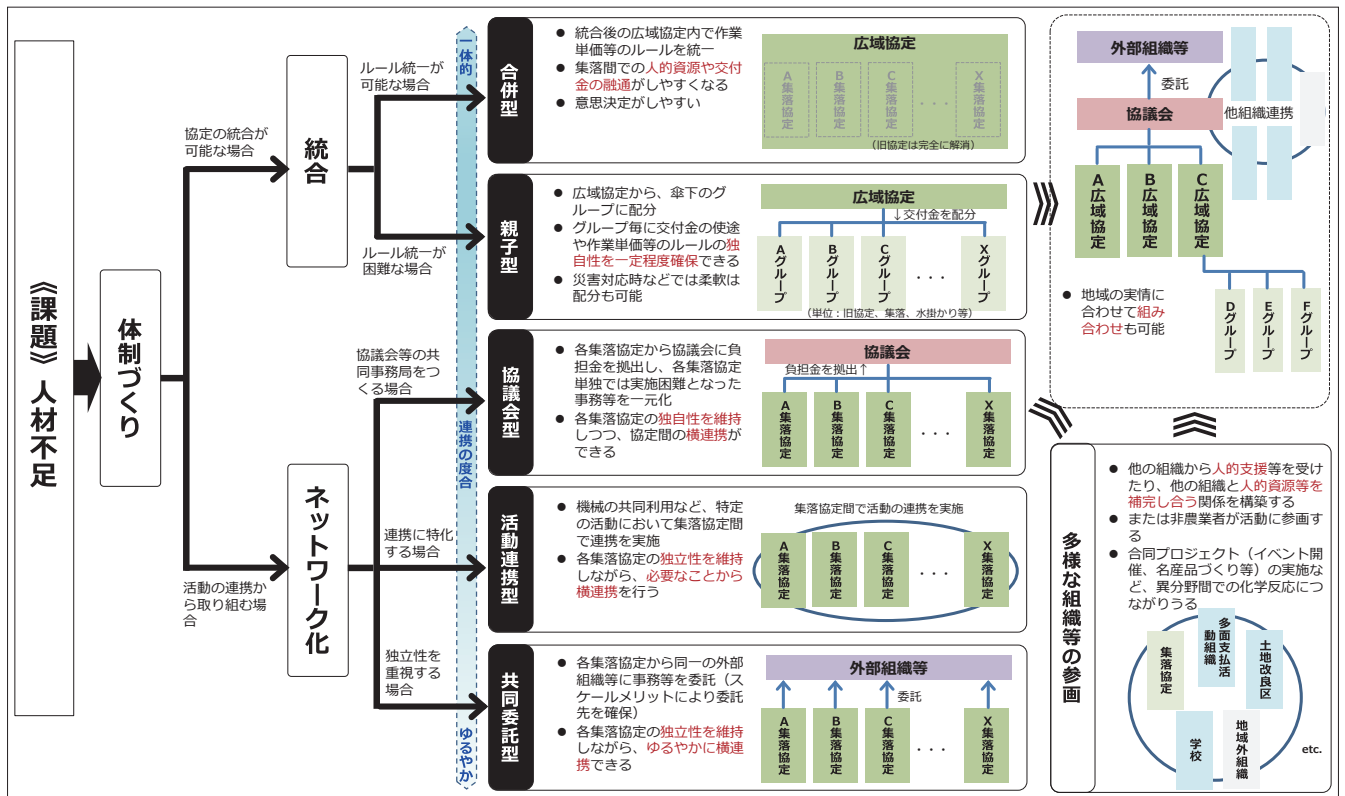
ネットワーク化活動計画に基づく、人材確保等の体制づくりの活動

を支援します。8月の概算要求の段階では、複数集落協定のネットワーキ化又は統合を支援対象としていましたが、周辺に他の集落協定がない場合であっても体制づくりへの支援が必要という声を関係各所から多くいただいたことから、多様な組織の参画による体制づくりも支援対象に追加いたしました。

また、小規模協定ほど手厚い単価設定にすることで、小規模協定の体制づくりが進むように工夫しています。

④ 集落機能強化加算の経過措置

第5期対策において集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定の活動の継続を支援するため、経過措置を設けます。第5期対策の集落機能強化加算での「集落機能を強化する取組」は、地域運営組織の設立や既存の地域運営組織等との連携により協定組織の強化をめざすものでした。しかし、目標設定等の運用面においてこの趣旨が十分に浸透しなかったために、高齢者を対象とした生活支援のみが目的化された活動が大半となっていました。このため、本経過措置では、目標設定にあたって、例えば連携する外部組織と人的資源を補完し合ったり、連携活動により双方の活動が充実、効率化できるWin-Winの関係構築をめざすことに



▲図4 集落協定の体制づくりのイメージ

政 策

① 棚田地域振興活動加算（継続）

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

上 限：なし
 対 象：棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の協定農用地のうち田1/20以上、畑15°以上
 ※超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複適用不可
 取 組：棚田等の保全、多面機能の維持・発揮、棚田地域の振興
 取組期間：1～5年
 単 価：14,000円/10a（田1/10以上、畑20°以上） 10,000円/10a（田1/20以上、畑15°以上）
 目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」
 イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
 ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

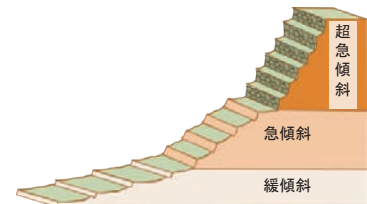


棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動

② 超急傾斜農地保全管理加算（継続）

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

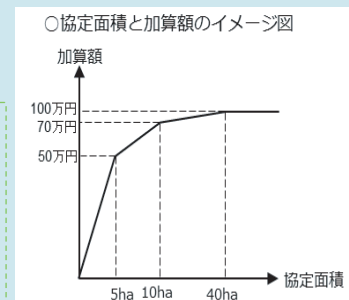
上 限：なし
 対 象：田で1/10以上、畑で20°以上の農地
 取 組：超急傾斜農地の保全（石積み等法面の補修、耕作道等の農作業安全対策、土壌流出防止対策等）
 農産物の販売促進等（ブランド化、戦略的な販売に向けた取組等）
 取組期間：1～5年
 単 価：6,000円/10a（田、畑）
 目標設定：ア「超急傾斜農地の保全」
 イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」



③ ネットワーク化加算（新規）

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

上 限：100万円/年 ※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定
 対 象：ア又はイの集落協定の農用地
 ア 20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）又は第6期対策期間中に20ha以上の統合を新たに行った集落協定
 イ 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定
 （同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）
 取 組：主導的な役割を担う人材の確保、農業生産活動等の継続のための取組（担い手等人材確保、高収益作物生産拡大、機械共同利用等）
 取組期間：1～5年
 単 価：10,000円/10a（～5ha部分）、4,000円/10a（5～10ha部分）、1,000円/10a（10～40ha部分）
 （地目にかかわらず）※40ha以上部分は単価適用なし
 目標設定：ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組の定量的な目標を設定



④ 集落機能強化加算の経過措置

上 限：200万円/年
 対 象：第5期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者
 団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地
 ※ネットワーク化加算本体との重複適用不可
 取 組：新たな人材の確保に関する取組（外部人材の確保、移住促進等）又は
 集落機能強化する取組（地域づくりなどの団体の設立、集落内外の組織との連携体制の構築等）
 取組期間：1～5年
 単 価：3,000円/10a（地目にかかわらず）

⑤ スマート農業加算（新規）

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

上 限：200万円/年
 対 象：集落協定農用地
 取 組：スマート農業による共同取組活動の省力化・効率化を図る取組（リモコン式自走草刈機による除草、
 ドローンや無人ヘリコプターによる播種・防除・農業散布、水管理システム、自動鳥獣捕獲機の導入等）
 取組期間：1～5年
 単 価：5,000円/10a（地目にかかわらず）
 目標設定：取組の定量的な目標を設定



リモコン式自走草刈機の導入 ドローンによる防除作業

▲図5 加算措置の概要

政 策

留意するなど、運用面の改善を図ってまいります。

また、基礎単価や体制整備単価については、協定参加者の話し合いと合意により、地域の実情に合った幅広い使途に活用可能となっており、これまでと同様に、共同活動の持続性の確保や取り組み体制の強化のため、農業生産活動等と併せて生活支援等に取り組むことが可能となっています。

さらに、集落機能を強化する取組については、集落機能強化加算の知見を活かして、農山漁村振興交付金のメニューとして令和4年度に創設した農村RMO形成支援も活用して引き続き推進してまいります。これまで実施してきたモデル形成支援や伴走支援に加え、令和7年度には活動着手支援を新設することとしています。今後も、総務省や厚生労働省等の関係省庁とも連携しながら、農村地域の集落機能の強化に力強く取り組んでまいります。

⑤スマート農業加算(新規)

ネットワーク化等による集落協定の体制づくりと併せて、スマート農業の活用による、共同活動の省力化、効率化も支援してまいります。第5期対策においても高い効果を発揮したドローンによる防除・播種・肥料散布等や、ニーズが増えてきているリモコン式自走草刈機の導入等を支

援します。令和6年に制定された「スマート農業技術活用促進法」の中山間地域での実践においても、本加算が重要な取組になってくると考えています。

4 やすい

中山間地域等における農業生産活動の継続にとって、中山間地域等直接支払交付金は最も重要な政策と考えております。中山間地域を取り巻く情勢変化を踏まえ、本交付金の一層の有効活用の拡大を図ってまいりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室
電話番号: 03-3501-8359

● 休刊のお知らせ ●

2月24日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。
第3311号は3月3日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら!

- 無事故による割引で新規から **44%(保険料)割引**
・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**
保険料分割払(12回)も選択可能です。
・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里(取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間: 祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL

0120-731-087

FAX

03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社が集団扱契約を締結し、実施しているものです。

●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

[SJ23-05507(2023.8.1作成)]

フォーラム



▲石川町の風景（県立石川高等学校パソコン部撮影）

福島県
石川町
いし かわ まち「ここに住む人こそ
まちの宝です」

―町民ファーストのまちをめざして―

石川町の概要

石川町は、阿武隈地域の豊かな緑と清らかな水の流れ等の美しい自然に包まれ、長い歴史と伝統を継ぎながら、石川地方の中心都市として発展してきました。

昭和30年3月31日に、旧石川町・沢田村・山橋村・中谷村・母畑村・野木沢村が合併し、現在の石川町が誕生しました。令和7年3月には合併70周年を迎えます。

本町は、福島県中通り地方南部の石川郡中央に位置します。現在の人口は約13,800人です。面積は、115・71km²で、福島県の面積のおよそ0・84%を占めます。

標高は270mから570mで、町の北西部の阿武隈川、社川流域に広が

る比較的標高の低い平坦な地域と、町の中東部、阿武隈高地の西端となる中山間地に二分されます。この中山間地を流れる北須川と今出川流域に市街地が形成され、両河川が合流する町の中央部に商店街や文教施設等が所在しています。

主要道路としては、町を縦断する国道118号線が、北は須賀川市、郡山市へと至り、南は茨城県水戸市までのアクセスを可能としています。また、町の中心部を起点に、西へは主要地方道白河石川線が、東へは主要地方道いわき石川線が走り、阿武隈地域南部の交通の要衝となっています。また、平成13年には、東北自動車道の矢吹ICと磐城自動車道の小野ICを結ぶ福島空港道路（あぶくま高原道路）の開通に伴い、町の北端に石川母畑ICが設置されるなど、主要高速道路へのアク





▲あさひ公園



▲水晶



▲狛犬

したさまざまな企画展を開催し、訪れる方に町の魅力を発信しています。

観光・魅力PR

町の中心部を流れる北須川・今出川沿いには2,000本の桜が咲き誇り、幾重にも連なる姿は「いしかわ桜合」と呼ばれ、多くの観光客で賑わいます。県指定天然記念物で樹齢500年以上とされる「石川の高田ザクラ」をはじめとして、町内全域に桜の巨木が多く見られ、桜の町として知られています。

また、温泉資源にも恵まれ、東北屈指のラジウム温泉として名高い母畑温泉のほか、猫啼温泉、片倉温泉、塩ノ沢温泉があり、四季をとおして多くの入湯客が訪れています。

農畜産業も盛んで、りんご、桃、梨等の果物や黒毛和牛をはじめとする多くの魅力的な地場産品が生産されています。

令和6年には町の観光物産機能を担う、一般社団法人地域商社SAKURA RAZE（サクライズ）が設立され、観光振興と地場産品の魅力化をさらに推進しています。

また、令和8年には、国道118号線沿いの約20,000㎡の面積を有する敷地内に、物販施設、飲食施設、情報発信施設、芝生広場、ドッグラン等を備えた、「道の駅」のオープンを予定しており、多数の人が訪れる新たな観光スポットとして注目されること

セスも強化されています。

鉄道網としては、JR水郡線が国道118号線に沿って南北に走り、町中央部のJR磐城石川駅と北西部のJR野木沢駅を多くの町民が利用しています。

気候は、年間平均気温約14℃と比較的温暖で、降雪も少なく、風速も年間平均1・6m/sと穏やかです。

歴史

町の歴史は古く、約1万5千年前の旧石器時代後期から人々の営みが確認されています。特に鳥内遺跡は東北地方の弥生文化研究の先駆けとなる重要遺跡として福島県の史跡に指定されました。

中世には石川氏がこの地を長く支配しましたが、豊臣秀吉の奥羽仕置により退去させられ、領主のいない江戸時代を迎えました。石川の中心部は商工業者の集まる町となり、浜通りと中通りを結ぶ結節点、宿場として発展しました。

このような庶民による活動の中から、人々の話し合いの気風が生まれ、明治時代には東北地方最初の政治組織「有志会議（後の「石陽社」）」が結成されるなど自由民権運動の中心地として、全国的にその名が広まりました。

石川町の自然で注目されるのは、本町中心部に広がる花崗岩から産出される鉱物です。その結晶の大きさ・美しさと種類の豊富さは国内随一で、「日本三大ペグマタイト鉱物産地」にも数

えられ、中には、外国の博物館に展示されている鉱物もある程です。また、近年、日本地質学会が選定した「県の石」には、この「石川のペグマタイト鉱物」と石川町も含まれる「阿武隈高地の片麻岩」が選定され、「鉱物」そして「岩石」の町として一層知名度が高まっています。

本町は石造狛犬でも有名です。本町出身の石工、小松寅吉・小林和平が彫った飛び狛犬は類いまれなる技術と独特な作風で、見た人々を魅了しています。

令和6年4月には、石川町立歴史民俗資料館（イシニクル）が移転オープンし、本町の歴史や民俗、鉱物・岩石の展示のほか、ハンズオンコーナーやVR映像による体験型の展示も行っています。また、狛犬や鉱物をはじめと

フォーラム

地域自治

を期待しています。

昭和21年の社会教育法発布後間もない12月に、全国に先駆けて「中野公民館」が設置され、昭和26年5月までには、町内すべてに公民館が設置されました。昭和24年には、県モデル公民館に指定されるなど先駆的役割を果たし、自立進取と地域自治の精神が受け継がれてきました。

持続可能な地域運営を行うためには、そこに住む人が、自ら地域の将来像を描き、その実現に向けて必要な事柄を考え、話し合い、行政がサポートし推進していくことが重要であることから、平成21年からは公民館を自治セ



▲いしかわ桜谷



▲地域で育てたサツマイモの収穫

ンターへと再編し、平成28年からは地域運営組織となる地域自治協議会が町内全域に設立されました。各協議会では、地域の防犯・防災活動や環境整備をはじめ、生きがいづくりや福祉向上に加え、地域住民主体のイベント等も開催され、近年は移住・定住や農業体験を目的とした県内外からの参加者も多く、地域の賑わいの創出や特産品の開発等の地域活性化事業にも取り組んでおります。

まちなか再生

平成26年に「まちなか再生行動計画」を策定し、まちなかの拠点づくり・まちなかのにぎわいづくり・歴史・文化のまちづくり・住みやすい環境づくり・



▲鈴木重謙屋敷

大人はこどもの頃から通っていた「学び舎」、こどもは今まで通い続けて

モトガッコ（文教福祉複合施設）

公共用地の活用5つの基本目標を掲げ、翌年からまちなかの活力とにぎわい創出に向けた取組をスタートさせました。

その第一歩として、まちなかの拠点づくりとにぎわいづくり、歴史・文化のまちづくりに向けた鈴木重謙屋敷の復原（平成30年供用開始）と住みやすい環境づくりと公共用地の利活用の推進に向けた旧石川小学校の減築リノベーションによる文教福祉複合施設「モトガッコ」の整備を進め、平成31年にオープンしました。

廃校活用

いた「学び舎」の両者をつなげる場「結び舎」をテーマに掲げ、「集い」「遊び」「学び」のコンセプトからなるこの施設には、図書館、生涯学習施設、公民館をはじめ、こども子育て支援の拠点として、赤ちゃん広場や屋内遊び場、児童クラブのほか町民交流スペースがあり、工夫をこらした本施設はグッドデザイン賞も受賞し、連日多くの方々にご利用されております。

また、令和3年度には、地元の方々が校舎を思う気持ちがきっかけとなり「一般社団法人ひとくらす」を設立し、町の豊かな自然を最大限に活かす「自然環境活用型の施設」をコンセプトに、



▲モトガッコ（文教福祉複合施設）



▲ひとくらす (温もりのある室内)



▲ひとくらす



▲ひとくらす (宿泊室)

まちプロ活動

「火」と「暮らし」をテーマとしたさまざまな学習や体験と宿泊ができる施設として運営されております。

そのほかにも、小学校3校については地元の私立学校へ寄宿舎として譲渡し、県内外から多くの学生が増えたことで住民にも好影響を与えております。

本町には、県立石川高等学校と学法石川高等学校の2校が所在しており、次代を担う高校生との協働のまちづくり事業である、まちのリビングプロジェクト(略称:「まちプロ」)を平

成27年から実施しています。この事業は、「まちなかに高校生の居場所(リビング)を作ろう!」という目標を掲げ、高校生が主体となって事業を考え、実施してきました。

これまで、鈴木重謙屋敷を舞台にした、高校生ワークショップ、マルシェ、屋敷内のヒバの木を活かしたクリスマスイルミネーション等、こどもからお年寄りまで幅広い年代が楽しみ、まちなかの賑わいづくりにつながるイベントを実践してきました。また、活動内容や町の魅力を発信する情報誌を発行し、多くの人にこの活動を知ってもらおうよう情報を発信しています。これらの取組が評価され、平成30年には、福島県内の高校生がボランティアやまちおこしについての活動を提案する「ふくしま高校生社会貢献活動コンテスト」において、最優秀賞を、令和2年には全国過疎地域自立促進連盟会長賞を受賞しました。まちプロのスピリットは、先輩から後輩へ着実に引き継がれており、現在は、平成30年度の中心メンバー(当時、高校生)が高校の教員となり、町に戻り、まちプロの指導者として活躍しています。

こども子育て支援

本町では平成31年4月に、次代を担う町の宝であるこどもたちが心豊かに、健やかに成長できることを願って「い



▲高校生がプレゼンする様子



▲クリスマスイルミネーション

フォーラム

しかわ 子ども子育て応援宣言」を行いました。安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりとして「子育て支援体制の充実」「子育て家庭への経済的支援」「地域における子育て支援」の3つを重点項目として各種施策を実施しています。

「子育て支援体制の充実」では、産婦人科・小児科の専門医療機関がない本町で安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備の1つとして、妊婦や子育て世帯が、産婦人科医や小児科医、助産師とスマートフォン等で24時間相談できる「産婦人科・小児科オンライン相談サービス」を令和5年度から開始し、子育て世帯の不安の解消に努めています。また、令和6年4月には、こども家庭センターの機能を担う「こども家庭係」を新設し、町内全てのこどもとその家庭、妊産婦に対して妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を提供するための体制を整備しました。

「子育て家庭への経済的支援」では、子育て・若者世帯の住宅取得支援として最大で200万円を交付する補助制度のほか、新生児誕生祝金の支給や2歳以下の児童を保育施設に預けない在宅での育児を支援する在宅育児支援金の支給、私立保育施設に通う3歳児以上の給食費の補助の実施や町立保育所・小中学校の給食費の全額無償化を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。

「地域における子育て支援」では、町の文教福祉複合施設「モトガッコ」で、乳幼児とその保護者を対象とした遊びや交流の場である「スキップ広場」を運営しています。毎週金曜日には「子育て相談会」を開催し、子育てに関する相談や情報提供を行うことで、地域子育て支援拠点としての役割を果たしています。

また、町の新たな子育て支援拠点となる町立認定こども園の建設を進めており、令和7年度に開園する予定です。

福島県石川町長 首藤 剛太郎



▲安心して子育てができる町



社会構造変革下における地方財政を考えるフォーラムシリーズ（第8回）

JFM・GRIPS PROJECT SPECIAL FORUM vol.8



現地調査から見たデンマーク・ドイツの教育インフラの整備・維持管理と地方財政 — 十[国]十色、現場に立つ地方自治 —

地方公共団体金融機構（JFM）と政策研究大学院大学（GRIPS）は、2021年に人口減少等社会構造変革下における地方財政に関する調査研究プロジェクトを立ち上げ、これまで教育・人づくりをテーマとして調査研究を行ってきました。第8回フォーラムでは、デンマークとドイツでの現地調査を通じて明らかになった、両国の教育インフラの整備・管理に関する制度や地方自治体の役割、またその運用状況などについて紹介します。二つの国の事例から、社会構造変革下にある日本のこれからの公共施設管理について、考えるべき中長期的・構造的視点や研究の方向性を議論します。

日時：2025年3月7日（金） 13:30 - 15:30

登壇者：右記の本プロジェクト調査研究会委員
対象：地方行財政・教育関係研究者、地方自治体職員等
会場：ハイブリッド

対面会場は GRIPS 内（東京都港区六本木 7-22-1）
オンライン会場は Zoom

参加費：無 料 / 言語：日本語

申込：下記 URL または右記 QR コードより

登録をお願いいたします。

（参加登録 URL：<https://x.gd/nTs88>）

※ご登録いただきました情報は、当フォーラムシリーズの運営
管理の目的にのみ利用させていただきます。

問合せ：local-governance@grips.ac.jp（事務局）



登壇者

倉地真太郎 × 佐藤一光

明治大学
政治経済学部
准教授



慶應義塾大学経済学部助教、
後藤・安田記念東京都市研究
所研究員、明治大学政治経済
学部専任講師を経て 2024 年
4 月より現職。

東京経済大学
経済学部
教授



慶應義塾大学経済学部助教、
内閣府計量分析室、岩手大学
人文社会科学部准教授を経て、
2021 年 4 月より現職。

主 催：JFM・GRIPS 連携プロジェクト（事務局 政策研究大学院大学）

Youtube チャンネル：<https://www.youtube.com/channel/UCaO86yPaGKs5hgPwj2KgASw>

プロジェクト HP：<https://gripslocalgovernance.institute/>



日本も元気にする JICA海外協力隊

JICA海外協力隊は途上国の課題を解決し地域の人々を元気にしてきました。世界を元気にしてきた協力隊経験者は日本の町村も元気にします。本誌では令和元年8月から令和2年8月の間に5回掲載。今回は第2弾企画のその5として熊本県玉東町を元気にするJICA海外協力隊経験者を紹介します。

JICA海外協力隊 「現職参加」の継続と発展

熊本県北に位置する玉東町。豊かな土壌を活かし、みかんや希少なモモ等、多彩な果物を特産品とする。自然に恵まれる、人口約五千人のこの町では、積極的な国際協力の取組が行われている。町役場職員が休職しJICA海外協力隊に参加する「現職参加」が可能とされたのもその一つだ。

玉東町長の前田移津行氏は「海外を志す若い者の希望を摘んではいけない。世界を見、肌で感じ、何かを掴んで帰国したら、その目線で仕事をしたいってほしいと期待しています」と話す。

町職員の協力隊への現職参加者は続き、ほかにも、「JICA海外協力



熊本県内の市区町村庁舎の中で最も歴史のある玉東町役場庁舎にて勤務する渡邊拓人さん。(※令和6年4月時点。)

隊グローバルプログラム」(協力隊合格者を、現地派遣前に迎えて地域の取組を学んでもらい、派遣後にも現地で活かされるようにする)の受け入れも開始する玉東町。加えてウクライナ避難民の受け入れや、生活支援にも至る。このような国際協力に関わる端緒を開いたともいえる、JICA海外協力隊に現職参加した渡邊拓人さんを紹介する。

玉東町役場からマラウイの病院へ 5S・KAIZENと空手の活動

こどもの頃から玉東町になじみ育った渡邊さん。町が好きで町に関わる仕事として、役場職員への道は自然だったと話す。同時に海外への憧れや、親戚に協力隊経験者がいて関心があったものの「『海外の国際協力』と『地元の役場』とは、まったくのイメージ」で諦めていた。

それが三十歳手前の頃、町への思いは変わらないが、もっと広い視野を持ち仕事ができるようになりたいと考え、協力隊参加を決意した。当初は退職も視野にあったが、上司や周囲が辞めずに方法を模索。結果、条例ができるに至り、渡邊さんは役場に籍を置いたまま現職参加の隊員として、アフリカのマラウイへ旅立つことになった。

活動は「現地の病院で5S・KAIZEN

ZENの普及定着・業務の効率改善をめざす」はずが、行ってみれば窓は割れたまま、扉もないような建物だった。職場のボスは「支援より車がほしい」という。効率改善どころではない状況からスタートした。

最初は、地道な薬のパッキングや整理整頓の補助に努め、日本人として役場で勤務してきた経験が大変役立った。細かい積み重ねから、業務効率は少しずつ向上し、現地スタッフの5Sの理解は進んだ。院内で課対抗5Sコンペティションを開催すると、熱意ある競争が繰り広げられ、その後も整理整頓は継続していく。渡邊さんは、「させられた感がない、自発的に取り組む仕事は続くものだ」と実感した。また、「5Sのひとつ、5Sは清掃、きれいな活動を保つことですが、この清掃作業は『自分のもの』を感じ、『自分のもの』を大事にする、オーナーシップの芽生えにつながるのではと思いました」という。

現地二年目、渡邊さんにもう一つ、空手の活動が生まれた。日本では指導経験を有し、マラウイの日本大使館主催の空手道大会では、代表して演武を披露。ある時、こどもから「空手を教わりたい」と言われるものの、当初は気が進まなかった。現地の人々の遅刻癖も身に染みていたのと、半端な気持ちで武道をなめてほしくない

情 報



地域の小学校で空手を教え、全国大会の入賞者も輩出した。



アフリカ・マラウイのドーワ県立病院で5S活動を行った渡邊さん。

かったからだ。繰り返し頼まれ出した条件は「空手は礼儀を重んじ、日々の稽古が重要なため、きちんと通うこと。サボるなら教えないこと」だ。その後、彼らは毎日、渡邊さんがマラウイを離れる日まで本当にサボりも遅刻もなく稽古にやってきた。驚く程の熱意だった。当初五名程だったのが三十人にまで増え大会の入賞者も出るに至った。「人は自分が求め

ることは、自らしっかり取り組むこと。職場の活動にも通じると感じました」と話す。

地方と国際協力とは 分かたれるものではなかった

現地のためにできることを考え行動していた渡邊さんは、帰国し元の職場に戻り「仕事に対する感覚が全く変わっていて、自分でもびっくりした」という。内に閉じて、人からどう見られるかという感覚が無くなった。仕事は見つけてやるものとなり、はかどるようにもなった。充実した日々を送っていたところ、思いがけない仕事の担当となる。ウクライナ避難民の受け入れと、生活支援だった。

町長の「小さな町でもできる支援がある」との思いだったが、とかく初めてのことばかり。何からすべきか手探り状態の中で、熊本県玉名市の認定NPO法人れんげ国際ボランティア会（ARTIC）で働く本田香織さんに相談した。本田さんとは同じ協力隊経験者として面識があり、ARTICは四十年以上にわたる海外の難民支援の実績を有する。

まずは二人で情報収集から着手。言葉の問題を考えるにあたり、在住ウクライナ人を探して面会に行った。話を聞くと気持ちが伝わり、力にな

ればと夫婦そろって玉東町まで移転、通訳翻訳をはじめとするサポートに加わってくれた。住居は町営住宅を提供。渡邊さんは、町の人々の「なにかしてあげたい」という理解と協力ぶりに驚いたという。

小さな町ならではの動きの良さがある。多くの人が知人やこどもを介して避難民に関わることもあって、他人事と考えず動いてくれることだ。当初の想定三世帯の受け入れが、結果、六世帯となった。

「ひとりではなく、協力隊のつながり、ウクライナに関わる方々、役場や町民の想い、地域おこし協力隊まで、多くの支援のネットワークがあつてのことです。昔は『国際協力と地方は異なるもの』と思っていました。が、今では『国際協力は地方にまじわっていく』と感じています」と渡邊さんは話す。



玉東町長の前田移津行さん（左）と渡邊拓人さん（右）。

▶ JICA 海外協力隊経験者へのエール

玉東町長 前田移津行氏

渡邊さんは冒険心が強い。協力隊の帰国後も、彼にはしっかりした仕事を任せたいと思っていました。ウクライナ避難民の受け入れもそのひとつ。協力隊経験者には、何でも受け入れる懐の深さがあると感じています。こどもたちには、世界に目を向けてほしいし、外国の人々にも触れてほしい。小さな町で国際的なものを受け入れる土壌を、協力隊経験者にのこしていただいたい。



今後は、町に住む外国ルーツの人々のサポートもより必要になってくると考える渡邊さん。自身がマラウイの人々に世話になった記憶、日本でもそういう形を作っていたらという思いがある。渡邊さんの国際協力の経験は、協力隊の活動にとどまらず、さらに玉東町で進んでいる。

〔執筆者：独立行政法人国際協力機構（JICA）青年海外協力隊事務局〕

町村

ご当地キャラじまん

Vol.162

東ブロック

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からピックアップ。

北海道浦河町
青森県鶴田町

千葉県御宿町

2011年度の総合的な学習での取組として浦河高校の生徒が考案し、浦河町が公式のイメージキャラクターとして採用したご当地キャラクター。2012年度には、愛称を町民に公募し、応募総数464点の中から選ばれ、誕生したのが「うららん」と「かわたん」です。2014年3月19日に着ぐるみがお披露目されました。浦河町には、馬の牧場やJRAの施設等があることから、2体ともモチーフは馬です。「うららん」は頭に桜の花をあしらひ、町特産品の「夏イチゴ」を模したポシエツトをさげ、「かわたん」の髪は町特産品の「日高昆布」で、ブランド鮭「銀聖」を模したポシエツトを身につけています。これからも「浦河桜まつり」や「浦河港まつり」、「うらかわ馬フェスタ」等のイベントに参加し、ふたり仲良く、浦河町のPR活動に励んでいきます。

浦河町イメージキャラクター

うららん・かわたん

北海道浦河町



うららん(写真右):一見おっとりしているが根は頑固。趣味は、ネイル(蹄)アート。いちご大福が大好き。かわたん(写真左)ひょうきんでお調子者だが少し寂しがり屋な一面もある。野球とサッカーが得意。いくら丼が大好き。ふたりは同じ8月8日生まれの幼なじみ。

鶴田町マスコットキャラクター

つるりん

青森県鶴田町

2012年12月からキャラクターデザイン公募を実施し、123点の応募作品の中からデザインが決定しました。続いて2013年3月からは愛称を募集し、応募作品276点から管内小・中学校の児童生徒約1000人による投票の結果、「つるりん」と命名されました。「つるりん」は、町の花「りんごの花」がついた町の鳥「タンチョウ鶴」の帽子をかぶり、背中には「タンチョウ鶴」の小さな羽と尾っぽが生えていています。また、胸にデザインされているのは町章です。「鶴の舞橋春まつり」や「つるたままつり」等、町の行事には積極的に参加する「つるりん」。2024年には新しい公式キャラクター「つるたん」が誕生し、今後はふたりで力を合わせて行う鶴田町のPR活動に期待が寄せられています。

永遠の5歳7ヶ月。明るく元気だけど、おっちょこちょい。ダンスが得意で、町のみんなの笑顔を見ることが大好き。趣味は温泉巡り。



御宿町マスコットキャラクター

エビアミーゴ

千葉県御宿町



元氣いっぱい好奇心旺盛な性格。サーフィンが得意。好きな食べ物はタコス。カラスが苦手。家族構成は、父(エビバードレ)、母(エビマードレ)、妹(エビベケーニョ)。エビセニョリータというガールフレンドもいる。

2009年、御宿町は、国の「ふるさと雇用再生特別基金事業」により展開した「地域資源を活用した魅力ある観光推進事業」の一環で、シンボルキャラクターを募集しました。応募総数431点の中から誕生したのが「エビアミーゴ」です。町特産品の「伊勢えび」をモチーフに、友だちを意味する「アミーゴ」をかけあわせて命名されました。歴史的に交流の深いメキシコ合衆国の伝統的な帽子「ソブレロ」を被り、童謡「月の沙漠」のモデルとなった美しい海岸を含む3つの海岸でサーフィンが盛んなことから、背中にサーフボードを背負っています。町が推進する乗合車両が「エビアミーゴ」と名付けられる等、町民に広く親しまれている「エビアミーゴ」。秋の「おんじゅく伊勢えび祭りビッグイベント」など、町内外のイベントに参加し、御宿町の魅力をアピールしています。

情 報

災害対策に
役立っています！

災害対策費用保険制度をご活用ください

近年、自然災害が増加し、全国各地で甚大な被害が発生しています。中でも、豪雨災害の発生要因となっている線状降水帯は、今後も多く発生することが予想されています。

毎年多くの避難指示等が発令されますが、発令の約9割以上が災害救助法の適用にいたっていません。未適用となり、住民の避難のために発生した費用は、すべて自治体の財源で賄わなければなりません。その財政負担を軽減するのが「災害対策費用保険制度」です。

想定外の自然災害が増加する昨今の状況を踏まえ、住民の生命・身体の保護を図るため、ぜひ災害対策費用保険制度をご活用ください。

実際に活用している町村長からは「加入していてよかった」との声が届いています！



梅雨前線に伴う大雨により、避難指示を発令。消防団員の出動手当や庁舎内・避難所に配置した職員の超過勤務手当などにかかった費用の半額が保険から支払われ、財政上、助かった。保険の請求手続きが、それほど煩雑ではないところも良かった。



保険のおかげで早めに判断できたことにより、地域住民への避難指示の呼びかけがスムーズに行えた。

また、消防団の出動手当^{（※）}

も保険対象となることから、迷わず要請できた。

※加入している町村が支出した出動手当が対象



●台風による避難勧告等の具体事例

事故概要

台風10号の接近に伴い、大雨や暴風による人的被害発生可能性があるため「避難勧告」を発令した。避難所を9箇所開設し、583名が避難。

保険金支払

食料・飲料代、毛布のクリーニング代として約106万円、職員の超過勤務手当約366万円の合計約472万円の保険金が支払われた。



避難所の設置費用や飲料水等の供給費用等が対象！

ただし、災害救助法の適用を受けた災害は対象外となります。

※令和6年度より、災害救助法第2条第2項のみの適用を受けた災害は一部の費用を除き補償対象となります。

●令和6年度加入実績

加入団体数	373 団体
-------	--------

●令和5年度支払実績

支払件数	318 件
支払保険金	213,665,752 円
支払保険金平均	671,905 円

詳細は zck 費用保険 で検索！

※加入の申し込み、お問い合わせは、お近くの都道府県町村会までご連絡ください。

このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

引受幹事保険会社

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1
TEL 03-3349-5408（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

取扱代理店

株式会社千里
〒100-0014 東京都永田町 1-11-32 全国町村会館西館内
TEL 03-5512-4750（受付時間：平日の午前9時半から午後5時まで）

随 想

●まちへの想い

「隠岐に帰って牛突きをします」「蓮華会舞に関わって守っていきたい」「介護士になって島に帰りたい」若い世代との話でした。その言葉の裏側は、いたって単純明快で「隠岐の島が好きだから」。この言葉に、島を大切に作る仲間がたくさんいることに気づかされました。

誰もが胸を張って好きだと言えるまちをめざし、「生まれて良かった」「住んで良かった」「訪れて良かった」の3つの良かったが響くまちの実現を目標に掲げ、平成28年から町政運営を担わせていただいています。

42・82km²。平成16年に1町3村が合併して誕生しました。

以前は、後鳥羽上皇、後醍醐天皇配流の島として史実をもつて知られておりましたが、現在はこのに加え、竹島、世界ジオパークというワードでも広く認知していただいております。

竹島は、本町の北西15.8kmに位置する面積0・20km²の日本固有の領土です。現在は韓国に不法占拠されていますが、領土問題は国家間の問題です。島民の思いは、「あの暫定水域で、昔のように漁がしたい」ただそれだけなのです。

なければなりません。今回は、それら以外に、町の将来に向けた2つのプロジェクトを紹介させていただきます。

1つ目は、西郷港周辺地区整備事業です。

活力あるまちづくりを推進するうえで、本町のエントランス地域である西郷港周辺を、活気ある玄関口とすることが必要不可欠です。

平成30年から3年をかけ、町民の皆さまとの話し合いを行い、整備の方針や概要を「西郷港玄関口まちづくり計画」にまとめました。令和3年には全国コンペによりまちのデザ



3つの良かったが響く まちの実現に向けて ―生まれて良かった、住んで良かった、訪れて良かった―

島根県町村会長・隠岐の島町長

池田 高世偉

就任当初、「3つの良かったって何？」と言う声が多く、悶々とした中で町政にあたっていたことを思い出します。

今では、町民の皆さまが、「これは住んで良かったな」「生まれて良かったについて質問します」など、町の進むべき道を示すキーワードとして共有していただいていることをうれしく思っています。

●まちの紹介を

本土から80kmに位置する人口約13,400人の離島の町です。その面積は、琵琶湖の約3分の1で、2

また、世界ジオパークは、従来、地形・地質遺産の保全活動等により認定されてきましたが、隠岐は初めて、それらに加え「人の営み(特異な文化や習俗)」が評価され認定されました。

その文化は、離島であるが故に生まれた、隠岐民謡、牛突き、古典相撲と呼ばれる特異な相撲等です。ぜひ、お出かけいただき、ご自身の目で確かめていただければ幸いです。

●力を入れている取組は

離島であるが故に、交通、医療・福祉、ごみ処理などは島内で完結し

インを決定し、令和5年度より実現に向け事業を進めています。事業期間は10年間の予定です。

本事業は、全てを再整備する駅前再開発ではなく、今ある良きものは活かしつつ、新たな交流スペース等を確認し、賑わいを創出するものがあります。また、現在は遮断されている、海とまちを一体化した景観の形成にも取り組めます。

2つ目が、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組です。

民間企業と連携し、再生可能エネルギーの推進等を図ることで、2050脱炭素社会の実現をめざし、令



▲西郷港周辺地区エリアデザイン

和4年6月に株式会社鴻池組と包括連携協定を締結しました。その取組の1つとして、令和6年11月からペレット発電事業を開始したところです。安心安全なまちづくりへの取組はもとより、次世代の環境教育にもお力添えを頂いております。

●最後に一言

どの自治体も喫緊の課題は、「人口減少の抑制」が全てと言っても過言ではありません。

10年後の人口を維持するためには、将来を担うこともたちに、ふるさとを思うところを育むことが一番であると考えます。

我々は、地域の人々を「隠岐びと」と称します。「隠岐びと」が、「ふるさとが好き」「将来帰りたい」「ふるさとを応援したい」と言えるまちづくり、情熱をもって取り組んでいきたいと思っています。

「隠岐の島が好きだから」: